

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて両案は可決いたしました。

○議長(益谷秀次郎) 地方公営企業法の一部を改正する

法律案(内閣提出、參議院送付)

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東陸治君外)

二十六名提出

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方公営企業法の一部を改正する法律案、伊東陸治君外二十六名提出、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次郎) 長谷川君の動議に御異議ありますか?

(号) 外 報

した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十年七月六日

參議院議長 河井 順八

衆議院議長 益谷秀次郎

副議長 河井 順八

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第四十一条・第四十一
条)」を「(第四十一条・第四十二条)」に

改める。

第八条第一項中第四号を第五号とし、第二号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 地方公営企業の基本計画案を作成すること。

第九条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。

前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつて前事業年度利益を生じた場合において

その事業を経営する会社その他の政令で定める者に委任することができる。

第二十三条中「利益剰余金」を「利益」に改める。

第二十六条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による場合を除くは、毎事業年度の支出し予算の額

の一号を加える。

三 地方公営企業の基本計画案の作成に関する資料を作成し、地

方公営企業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決

方公共団体の裏に送付することと。

第二十条第一項を次のように改め

地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に応じて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てるなければならない。

第二十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

第三十二条に次の二項を加える。

3 前二項の規定により予算を練り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方

公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事

業年度欠損金を生じた場合において

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事

業年度欠損金を生じた場合において

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事

業年度欠損金を生じた場合において

第三十二条を次のように改める。

2 前項の規定による場合を除くは、毎事業年度生じた利益の処分

は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の償還に充てる場合のほか、使用することができない。

4 第一項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。

5 每事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならぬ。

6 前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。

第三十二条の次に次の二条を加え

(欠損の処理)

第三十二条の二 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

第三十二条 地方公営企業は、毎事

業年度欠損を生じた場合において

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事

業年度欠損を生じた場合において

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事

業年度欠損を生じた場合において

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事

業年度欠損を生じた場合において

第三十二条を次のように改める。

2 前項の規定による場合を除くは、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

4 第四十条の二 内閣総理大臣は、地方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して經營されるよう
に、地方公営企業を經營する地方
公共団体に対し、助言し、又は勧
告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又
は勧告を行つため必要がある場合
においては、地方公営企業を經營
する地方公共団体に対し、政令で
定めるところにより、当該地方公
営企業の經營に関する事項につい
て報告を求めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 改正後の第三十二条の規定は、
昭和三十年度の決算から適用す
る。この場合においては、昭和二
十九年度以前において改正前の第
三十二条第一項の規定により積み
立てた利益準備金は、政令で定め
るところにより、改正後の第三十
二条第一項に規定する減償積立金
又は利益積立金として積み立てら
れたものとする。

〔報告書は会議録に掲載〕

在美群島復興特別措置法の一部を
改正する法律案

在美群島復興特別措置法の一部を
次のように改正する。

在美群島復興特別措置法(昭和二
十九年法律第百八十九号)の一部を
次のように改正する。

第十条の次に次の五条を加える。

(在美群島復興信用保証協会の設
置)

第十条の二 第二条第一項に掲げる
事業に伴い必要な金融の円滑化を
図るため、在美群島復興信用保証
協会(以下「協会」という)を設立
する。

2 協会は、法人とする。

3 協会は、主たる事務所を在美群
島に置く。

4 協会は、内閣総理大臣及び大蔵
大臣の認可を受け、必要な地に
從たる事務所を置くことができ
る。

5 協会の資本金は、次条第一項の
規定により国から出資された債權
の額に相当する額とする。

6 協会は、必要があるときは、内
閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を
受けて、その資本金を増加し、又
は減少することができる。

7 協会は、次条第三項の規定によ
り債務の全部又は一部を免除した
ことによる損失が第十条の四第四
項の規定による預立金を取りきず
る金額の資本金を減少するもの
とする。

8 協会でない者は、在美群島復興
信用保証協会という名称を用いて
はならない。

9 信用保証協会法(昭和二十八年
法律第百九十六号)第三条第二項

の規定は、協会には適用しない。

10 協会は、左に掲げる業務及びこ
れに附隨する業務を行う。

一 在美群島において第二条第一
項に掲げる事業を行う中小規模
の事業者その他の者又は在美群
島に住む若しくは居所を有する者
(以下「事業者等」という)が、
銀行その他の金融機関から資金
の貸付、手形の割引又は給付を
受けることにより金融機関に
対して負担する債務の保証
二 事業者等の債務を銀行その他
の金融機関が保証する場合にお
ける該保証債務の保証

三 銀行その他の金融機関が農林
漁業金融庫、中小企業金融公
庫若しくは日本開発銀行の委託
を受け、又は国民金融公庫を代
理して事業者等に対する貸付を
行った場合、当該金融機関が事
業者等の当該借入による債務を
保証することとなる場合における
その保証をしたこととなる債
務の保証

4 協会は、政令の定めるところに
より、第一項の規定により承認し
た債務の回収に関する事務を廻用
島県知事又は政令で定める金融機
関に委託することができる。

13 理事は、理事長の定めるところ
により、理事長を補佐して協会の
業務を掌理し、理事長に事故があ
るときはその職務を代理し、理事長

が欠員のときはその職務を行ふ。
協会は、前項の規定により承認
した債権につき、その償還期限、
利率その他の条件が定まつていな
いものがあるときは、すみやかに
内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可
を受けて、これを定めなければな
らない。

2 協会は、前項の規定により承
認した債権に係る債務者の債務の
履行が著しく困難となつた場合に
おいて、当該債権の貸付条件の変
更若しくは延滞元利金の支払方法
の変更をしようとするとき、又は
当該債権に係る債務者がその債務
の全部若しくは一部を履行するこ
とができる。

一 この法律、この法律に基く命
令又はこれらの法令に基いてす
る内閣総理大臣若しくは大蔵大
臣の命令に違反したとき、その他
職務上の義務に違反したとき、
二 刑事事件により有罪の宣告を
受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務をとる
ことができないとき。

(協会への出資等)

第十条の三 在美群島に關する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定
第三条の規定に基き、アメリカ
合衆国政府から移転を受けた債権
で協会成立の際現に存するもの
は、協会成立の日において、國か

11 協会に、役員として理事長、理
事二人以内及び監事一人を置き、
内閣総理大臣及び大蔵大臣が任命
する。

12 理事長は、協会を代表し、そ
の業務を總理する。

5 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、
必要があると認めるときは、前項
の規定による受託者に対し、当該

委託を受けた事務に関する報告をさせ、又はその職員をして受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

第五項の規定による立入検査の権限は、犯訴搜査のため認められたものと解してはならない。

(協会の監督等)

第十条の四 協会は、政令の定めるところにより、業務の開始の際、業務方法書を定め、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときもまた同様とする。

2 協会は、政令の定めるところにより、毎事業年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

これに変更しようとするときは、また同様とする。

3 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、協会を監督し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

4 協会は、政令の定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利

益金を生じたときは、預立金として積み立てるものとし、なお残余のある場合には、これを翌

事業年度の五月三十日までに国庫に納付しなければならない。

5 協会は、借入金をしようとする場合には、政令で定める場合を除く外、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(用印規定)

第十条の五 信用保証協会法第四条 第五条 第十三条、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十一条、第二十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十条第一項、第四十一条第一号、第二号及び第四号から第六号まで及び第

四十二条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十四条の規定は、協会について準用する。

この場合において、信用保証協会法第二十二条及び第三十四条第一項中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び大蔵大臣」と、同法第三十五条中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣又は大蔵大臣」と、同法第四十条第一号中「主務大臣」とあるのは「奄美群島復興特別指置法第十条の二第八項」と、それぞ

れ読み替えるものとする。

(権限の委任)

第十条の六 前四条の規定に基く内閣総理大臣又は大蔵大臣の権限の一部は、政令の定めるところによ

り、鹿児島県知事に委任することができる。

1 附 則

1 この法律は、公布の日から施行

2 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、設立委員会を命ぜて、協会の設立に關する事務を處理させる。

3 設立委員会は、設立の準備を完了したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び大蔵大臣に届け出

4 理事長が前項の事務の引継を受けた日において、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

5 協会は、設立の登記をすることによって成立する。

6 前各項に定めるものを除くほか、協会の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

7 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「信用保証協会」を、「信用保証協会法」

の下に「奄美群島復興特別指置法」を加える。

8 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ六中「信用保証協会」の下に「又ハ奄美群島復興信

用保証協会」を加える。

9 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「信用保証協会」の下に「奄美群島復興信用保証協会」を加える。

10 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

11 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号、第七十二条第一項中「この法律の規定により主務大臣」とあるのは「奄美群島復興特別指置法第十条の二第四項及び第六項、第十条の三第二項及び第三項並びに第十二条の四第一項、第二項及び第五項の規定による内閣総理大臣及び大蔵大臣」と、同法第四十二条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「奄美群島復興特別指置法第十条の二第十項」と、同法第四十二条第五号中「第三条第二項」とあるのは「奄美群島復興特別指置法第十条の二第八項」と、それぞれ改められるものとする。

〔報告書は会議録別紙に掲載〕

〔大矢省三君登壇〕

○大矢省三君 大だいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報道申上げます。

本案は、昭和二十七年八月一日制定された地方公営企業法の一部を改正する。委員会における審議の結果、本法の目的たる企業の経済性の發揮と公共の福祉の増進とに一そう有効ならしめようとするもので、その内容としては次の三点を含んでおります。

第一、地方公共団体の長と当該企業の管理者との間における事務分配の合理化、その他地方公営企業の能率的運営に必要な規定の整備をはかること。

第二、被償積立金制度の創設等、予算、決算及び会計制度について合理化をはかること。第三、地方公営企業の経営に關して、内閣総理大臣は助言または勧告をすることができ、またこれに因連して地方公共団体に対し報告を求めることが可能となること。

以上であります。

七月十三日提案理由の説明があり、

自來本委員会は慎重審議を重ね、今二十八日質疑を終了。討論に入り、加賀田委員、門司委員は、日本社会党をそれ代表して賛成の意を述べられました。採決の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

次に、奄美群島復興特別措置法の一項を改正する法律案について御報告申しあげます。

本案の目的とするところは、奄美群島復興特別措置法の一部改正を加え、復興計画の実施の裏づけとなる金融面の措置を講じようとするにあり、これがため奄美群島復興信用保証協会を同群島に設置してこれを法人として、同群島の復興に關し必要な事業を行う中小規模の事業者その他の者または奄美群島に住居または居所を有する者が銀行その他の金融機関から融資を受ける際の協定に基きアメリカ合衆国政府から委託を受けた債権を協会成立の際に存するものを出資する。すなわち、いわゆるガリオア物資の供給に伴う債権等約五億九千万余円を國から新設の協会に出資し、協会をして金融保証の業務を行わせ、もつて奄美群島の復興に寄与せしめよとするものであります。

本案は日本民主党、自由党、日本社会両派の四党共同提案にかかり、七月二十八日提案者を代表して池田清志君より提案理由の説明があり、同日質疑を終了。討論を省略して採決に付し、全会一致可決すべきものと決しました。

なれば、本案に対し、國が信用保証協会に出资すべき機構のうちに、すでに日本政府に回収された分をも含められたき旨の附帯決議が可決されました。右、報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 決算委員長の国有財産(田中謹)の充拵及び再取得に関する件についての同委員会における調査の報告

本件は、北星船組合は、この売買契約が締結せられた二十九年六月二十一日以前、すなわち二十九年四、五月ごろから、國には無断で沈没船の調査をした。はなはだしきに至つては、五月末

から六月にかけて引き揚げ作業を実施しつつあつたこと、さらに、払い下げ代價三百五十四万円は、買受人である富士の了解もないにかからず、中國財務局に納入したこと、また、平野漁業組合に対しては、何らの理由とならぬ

十八日質疑を終了。討論に入り、加賀田委員、門司委員は、日本社会党をそ

れぞれ代表して賛成の意を述べられました。採決の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

なれば、本件に対し、國が信用保証協会に出资すべき機構のうちに、すでに日本政府に回収された分をも含められたき旨の附帯決議が可決されました。した次第であります。

本件は、昭和二十年七月二十七日山口県大島郡平島島において沈没しました駆逐艦(艦)に関する事件であります。それ以来同艦は魚巣に利用せら

れ、平野漁業組合の最適の漁場となつて、いたのであります。かかる船は、二十一年ころからスクラップ業者等による引き揚げの声を聞くに及び、平野漁業組合は、単独でこれが払い下げを受け、そのまま魚巣として使用せんとして、中國財務局に對して二十六年八月十五日付でこれが払い下げを陳情し、さらには二十七年三月十日付で払い下げを申請いたしました。しかして、これが払い下げ価格一千百三十万円に対し五カ年分納を希望し、これが担保として、相合所有の建物一棟、時価七百十萬円を提供することとしたのであります。が、財務局は担保力の不足等を理由として、払い下げは決定に至らなかったのであります。よって、二十八年十一月十七日、組合は、利用計画を変更し、船を引き揚げ、魚巣とする。とともに、不要な部分はスクラップとし

れを許します。上林與市郎君。

〔上林與市郎君登壇〕

○上林與市郎君 ただいま上程されま

した、國政調査事項中、旧軍艦(艦)の充拵及び再取得に關し、決算委員

會における査査の經過並びに結果についで御報告申し上げます。

本件調査につきましては、去る五月三十一日の決算委員会において、日本社会党吉田賢一君の御発言によりまして、さきに御承認を得ました国政調査で、當たった事項中國有財産に關する事項に該当いたしますので、これを取り上げました。

本件調査につきましては、最初に、北星船組合は魚巣とし、不要部分は富士製鉄においてスクラップとすることとし、三百五十四万円の払い下げ価格でこの両者が払い下げを受けることに決し、二十九年六月二十一日、國との間に、随意契約により売買契約が締結せられたのであります。かかる

価格でこの両者が払い下げを受けることとし、北星船組合は魚巣とし、不要部分は富士製鉄と平野漁業組合であるが、実際は、富士は三晃物産に委任し、三晃は、北星船組合が共同で払い下げを受けることを承認しました。

本件調査につきましては、最初に、北星船組合は魚巣とし、不要部分は富士製鉄においてスクラップとする事項に該当いたしますので、これを取り上げました。した次第であります。

本件は、昭和二十年七月二十七日山口県大島郡平島島において沈没しました駆逐艦(艦)に関する事件であります。それ以来同艦は魚巣に利用せら

れ、平野漁業組合の最適の漁場となつて、いたのであります。かかる船は、二十一年ころからスクラップ業者等による引き揚げの声を聞くに及び、平野漁業組合は、単独でこれが払い下げを受け、そのまま魚巣として使用せんとして、中國財務局に對して二十六年八月十五日付でこれが払い下げを申請いたしました。しかして、これが払い下げ価格一千百三十万円に対し五カ年分納を希望し、これが担保として、相合所有の建物一棟、時価七百十萬円を提供することとしたのであります。が、財務局は担保力の不足等を理由として、払い下げは決定に至らなかったのであります。よって、二十八年十一月十七日、組合は、利用計画を変更し、船を引き揚げ、魚巣とする。とともに、不要な部分はスクラップとし

していこと等が判明いたしたのであります。

第三は、防衛庁は、二十九年七月十

日付で漁業組合からの具申書 同七月十八日付で北星船舶からの軍艦として再生使用方についての申請を受けますや、八月から現三十年三月に至る間ににおいて、堤江二佐外二十一名を現地に派遣して調査せしめられた結果、これが取
得に要する経費として 払い下げ船、改修費、引き揚げ費等を含めて三億八千余万円を二十九年度の繰り越し予算から支出することを予定いたしましたのであります。この間、防衛庁においては、常に北星船舶もしくは新生産業と交渉を続け、最も関係の深い大蔵省に対してすら、二十九年十月月中旬以後によらず、交渉を始めたような次第であります。

官外(号)報

第三は、防衛庁は、二十九年七月十日付で漁業組合からの具申書 同七月十八日付で北星船舶からの軍艦として再生使用方についての申請を受けますや、八月から現三十年三月に至る間ににおいて、堤江二佐外二十一名を現地に派遣して調査せしめられた結果、これが取
得に要する経費として 払い下げ船、改修費、引き揚げ費等を含めて三億八千余万円を二十九年度の繰り越し予算から支出することを予定いたしましたのであります。この間、防衛庁においては、常に北星船舶もしくは新生産業と交渉を続け、最も関係の深い大蔵省に対してすら、二十九年十月月中旬以後によらず、交渉を始めたような次第であります。

防衛庁が「梨」を購入するまでの経過については、最初「梨」の建造は終戦直前のものであつて、資料その他の点から見て現在の自衛隊には不適当であることや、予算の関係等で一時打ち切られたものが、有力なる仲介者のあつせんあって、予算的措置も譲られ、再び買い上げに決定したのでないかとの疑惑もあり、この点は本委員会においてはあくまでも証人を喚問して事態を明瞭にすべしとの意見もありましたが、幸いにして国損を未然に防止し得ることとなりましたので、あえて証人の喚問はいたさなかつたのであります。

第四には、大蔵省は、本件払い下げ契約締結後四カ月以内に指定用途に供

しなければならないにかかわらず、四回にわたって契約を変更して延期しておられます。

第三は、防衛庁は、二十九年七月十

日付で漁業組合からの具申書 同七月十八日付で北星船舶からの軍艦として再生使用方についての申請を受けますや、八月から現三十年三月に至る間ににおいて、堤江二佐外二十一名を現地に派遣して調査せしめられた結果、これが取
得に要する経費として 払い下げ船、改修費、引き揚げ費等を含めて三億八千余万円を二十九年度の繰り越し予算から支出することを予定いたしましたのであります。この間、防衛庁においては、常に北星船舶もしくは新生産業と交渉を続け、最も関係の深い大蔵省に対してすら、二十九年十月月中旬以後によらず、交渉を始めたような次第であります。

防衛庁が「梨」を購入するまでの経過については、最初「梨」の建造は終戦直前のものであつて、資料その他の点から見て現在の自衛隊には不適当であることや、予算の関係等で一時打ち切られたものが、有力なる仲介者のあつせんあって、予算的措置も譲られ、再び買い上げに決定したのでないかとの疑惑もあり、この点は本委員会においてはあくまでも証人を喚問して事態を明瞭にすべしとの意見もありましたが、幸いにして国損を未然に防止し得ることになりましたので、あえて証人の喚問はいたさなかつたのであります。

第四には、大蔵省は、本件払い下げ契約締結後四カ月以内に指定用途に供

していないこと、くず鉄は必要に応じねばならないにかかわらず、四回にわたって契約を変更して延期しておられる本年一月二十三日で期限は切れていますが、そのまま放置せられております。しこうして、払い下げ価格三百五十四万円の算定は、機械類のことを現に吳造船所においてみがきをかけられておりますものは四億円を下らぬというにかかわらず、すべてくず鉄として算定せられ、また、艦艇の右舷は無傷であるにかかわらず、大損傷ありとして推定せられ、さらに、引き揚げ費用のこととき、北星船舶の中請を基礎として、これに若干の差違を加えたものであります。その価格ははなはだしく低廉なものと考えられたのであります。なま引き揚げ前はもとより、引き揚げ作業中も現場監督の様子もなく、契約条項に定める報告書のところきもこれを完全に徴さず、放任状況でありますとして、北星が防衛庁に対する再生申請のことも知らなかつたといふ状況であったのであります。

以上は、「梨」のやり払い契約から今までの実情を政府当局や各委員会における再生申請のことも知らないこと、北星は現地の調査をし、結果前に北星は現地の調査をし、結果前に引き揚げに着手し、さらに吳造船所においては、艦を水洗いして、さび止めを施し、機械にみがきをかけていることは、広島と吳と呉と呉の間ににおいては、財務局は、契約の締結の数ヵ月以前から北星は現地の調査をし、結果前に引き揚げに着手し、さらに吳造船所においては、艦を水洗いして、さび止めを施し、機械にみがきをかけていることは、広島と呉と呉と呉の間に

放任し、さらに払い下げ価格においてもあまりにも低廉である等の事實が多いこと、本委員会においては、以上の如きを認められており、かかる考へとしても明らかであります。

第三は、防衛庁は、二十九年七月十日付で漁業組合からの具申書 同七月十八日付で北星船舶からの軍艦として再生使用方についての申請を受けますや、八月から現三十年三月に至る間ににおいて、堤江二佐外二十一名を現地に派遣して調査せしめられた結果、これが取
得に要する経費として 払い下げ船、改修費、引き揚げ費等を含めて三億八千余万円を二十九年度の繰り越し予算から支出することを予定いたしましたのであります。この間、防衛庁においては、常に北星船舶もしくは新生産業と交渉を続け、最も関係の深い大蔵省に対してすら、二十九年十月月中旬以後によらず、交渉を始めたような次第であります。

第四には、大蔵省は、本件払い下げ契約締結後四カ月以内に指定用途に供

しなければならないにかかわらず、四回にわたって契約を変更して延期しておられる本年一月二十三日で期限は切れていますが、そのまま放置せられております。しこうして、払い下げ価格三百五十四万円の算定は、機械類のことを現に吳造船所においてみがきをかけられておりますものは四億円を下らぬというにかかわらず、すべてくず鉄として算定せられ、また、艦艇の右舷は無傷であるにかかわらず、大損傷ありとして推定せられ、さらに、引き揚げ費用のこととき、北星船舶の中請を基礎として、これに若干の差違を加えたものであります。その価格ははなはだしく低廉なものと考えられたのであります。なま引き揚げ前はもとより、引き揚げ作業中も現場監督の様子もなく、契約条項に定める報告書のところきもこれを完全に徴さず、放任状況でありますとして、北星や新生と交渉を続行するに至りましたのであります。

以上は、「梨」のやり払い契約から今までの実情を政府当局や各委員会における再生申請のことも知らないこと、北星は現地の調査をし、結果前に北星は現地の調査をし、結果前に引き揚げに着手し、さらに吳造船所においては、艦を水洗いして、さび止めを施し、機械にみがきをかけていることは、広島と呉と呉と呉の間ににおいては、財務局は、契約の締結の数ヵ月以前から北星は現地の調査をし、結果前に引き揚げに着手し、さらに吳造船所においては、艦を水洗いして、さび止めを施し、機械にみがきをかけていることは、広島と呉と呉と呉の間に

午後六時三十分開議

○議長(益谷秀次郎) 休憩前に引き続

き会議を開きます。

愛知用水公團法案(内閣提出)

農地開発機械公團法案(内閣提出)

自作農維持創設資金金融通法案(内閣提出)

機械公團法案、自作農維持創設資金金融通法案、右三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を始められることを望みます。

○議長(益谷秀次郎) 長谷川君の動議

動議を提出いたします。すなはち、内閣提出、愛知用水公團法案、農地開發

機械公團法案、自作農維持創設資金金融

通法案、右三案を一括議題となし、この

際委員長の報告を求め、その審議を

始められることを望みます。

○議長(益谷秀次郎) はなはだしく低廉なものと考へられた乱費することではないか。大蔵省と交渉の次第によっては、「梨」の所管がえられたて多数の係官を現地に派遣して國費を使用したということとは、國費をはなはだしく低廉なものと考えられたのであります。なま引き揚げ前はもとより、引き揚げ作業中も現場監督の様子もなく、契約条項に定める報告書のこときもこれを完全に徴さず、放任状況でありますとして、北星や新生と交渉を続行するに至りましたのであります。

以上は、「梨」のやり払い契約から今までの実情を政府当局や各委員会における再生申請のことも知らないこと、北星は現地の調査をし、結果前に北星は現地の調査をし、結果前に引き揚げに着手し、さらに吳造船所においては、艦を水洗いして、さび止めを施し、機械にみがきをかけていることは、広島と呉と呉と呉の間に

によって無用の國費を支出する必要も

なくなくなるのではないか。防衛庁として

はきわめて軽率であった責任は免れ得

ないといふことがあります。第三に

は、財務局は、契約の締結の数ヵ月以

て善処する旨の御発言がありました。

さらに、これについて、本委員会に

おける審議の経過並びに結果を本会議

において報告すべしとの動議が日本社

會党吉田眞一君より提出され、全会一

致をもつてこれを可決いたした次第で

いたします。

以上をもって報告といたします。

○議長(益谷秀次郎) この際暫時休憩いたします。

午後四時二十二分休憩

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 役員及び職員(第七条)

第十七条

愛知用水公團法案

愛知用水公團法案

目次

第三章 葵務(第十八条～第二十一条)

九条

第四章 財務及び会計(第三十条)

第四十四条

第五章 監督(第四十五条～第四十六条)

十六条

第六章 雜則(第四十七条～第五十一条)

十一条

第七章 則則(第五十二条～第五十五条)

十四条

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 愛知用水公團は、木曾川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図り、食糧その他の農産物の生産の増進と農業経営の合理化に資するため、政府及び國際復興開発銀行から資金の融通を受け、大規模な水路の新設及び管理、開田、開渠等の事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 愛知用水公團(以下「公團」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公團は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第四条 公團は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

第五条 公團は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(監督)

第六条 雜則(第四十七条～第五十一条)

(第四十四条)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

3 (名称の使用制限)

第五条 公團でない者は、愛知用水公團という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六条 公團でない者は、愛知用水公團の業務を監査する。

第七条 監督(第四十五条～第四十六条)

第八条 公團でない者は、愛知用水公團の業務を監査する。

第九条 総裁及び監事は、農林大臣が任命する。

第十条 副総裁及び理事は、総裁が農林大臣の認可を得て任命する。

第十二条 総裁及び監事は、農林大臣が任命する。

第十三条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第十四条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第十五条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第十六条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第十七条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第十八条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第十九条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十一条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十二条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十三条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十四条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十五条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十六条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十七条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十八条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第二十九条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第三十条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第三十一条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第三十二条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第三十三条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第三十四条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

第三十五条 副総裁及び理事は、農林大臣が任命する。

4 又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第五条 公團の職員のうちから、公團の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第六条 公團の職員は、総裁が任命する。

第七条 公團の職員は、刑罰

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員のみな

第十八条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

第一長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を実行するこ

と。

第三章 農務

第十九条 公團は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

第一長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を実行するこ

と。

第四章 地政

第二百二十九号)第六十一条

百三十号)第六条第一項の規

定により農地法第四十四条第

百三十号)第六条第一項の規

5 公團の職員のうちから、公團の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員の任命)

第六条 公團の職員は、総裁が任命する。

第七条 公團の職員は、刑罰

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員のみな

第十八条 公團は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

第一長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を実行するこ

と。

第三章 農務

第十九条 公團は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

第一長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を実行するこ

と。

第四章 地政

第二百二十九号)第六十一条

百三十号)第六条第一項の規

定により農地法第四十四条第

二 前号の事業の施行によつて生じた施設についての灾害復旧事業を実行すること。

三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行ふこと。

四 前三号の事業に附帯する事業を行ふこと。

五 公団は、前項の業務のはか、次の業務を行ふことができる。

一 委託を受けた農地の改良又は造成の工事を行ふこと。

二 発電事業若しくは水道事業の用にもっぱら供する施設で前項の施行によつて生ずる施設の一一部と一体的に使用されるもの（以下「専用施設」といふ。）を新設し、及びこれによつて生ずる専用施設の貸付を行い、又は発電事業若しくは水道事業を行ふ者が専用施設を新設する場合に、その者に対し、これに必要な資金の供給を行ふこと。

三 第五十九条第一項の規定による委託を受けた前項第一号ロの土地（その土地の上にある立木竹及び工作物並びにその土地にする権利を含む。）の管理を行うこと。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一号第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の範囲に供しなければならない。

二 前項の事業実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業の目的及び要旨

二 事業の施行区域の所在

三 事業の施行によつて利益を受けるべき土地（以下「受益地」といふ）の所在及び面積

四 受益地の現況

五 受益地の開発計画

六 主要工事計画及び附帯工事計画

七 工事の着手及び完了の予定期

八 所要事業費及びその負担割合

九 事業の効果

十 発電事業及び水道事業との関係

十一 その他農林省令で定める事項

三 公団は、前条第一項第一号の事業に係る第二項の事業実施計画については、次条第一項の規定により指示された事業基本計画に基いて、これを作成しなければならない。

四 公団は、前条第一項第三号の事業を行おうとするときは、農林省令で定める手続に従い、施設管理規程を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一号第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の範囲に供しなければならない。

二 前項の事業基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業の施行区域に関する事項

二 受益地の区域、現況及び開発計画に関する事項

三 工事計画に関する事項

四 所要事業費及びその負担割合に関する事項

五 発電事業及び水道事業との関係に関する事項

六 その他政令で定める事項

三 公団は、前条第一項第三号の事業を行おうとするときは、農林省令で定める手続に従い、施設管理規程を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一号第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の範囲に供しなければならない。

二 前項の規定により総覽に供されるものに係る事業実施計画については、公衆の総覽に供することを要しない。

三 前項の規定により総覽に供されるものに係る事業実施計画については、公衆の総覽に供することを要しない。

四 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画について前項の規定による修正をする場合には、前条第一項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

二 前項の規定により総覽に供されるものに係る事業実施計画については、公衆の総覽に供することを要しない。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一号第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の範囲に供しなければならない。

二 同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、差補なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

三 公団が第三項の規定により事業実施計画又は施設管理規程を修正しようとする場合には、第十九条第六項の規定を準用する。

四 公団は、第二項の場合において同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、差補なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

二 同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、差補なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一号第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の範囲に供しなければならない。

第三項の規定によりその意見書に係る意見を採用すべきでないことを認める旨の通知を受けた者及び第二項の規定による意見書を提出した者で第三項の農林省令で定めた期間内に公団からその意見書に係る意見を採用するかどうかについての通知を受けなかつたものは、更に意見があるときは、農林省令で定める手続に従い、意見書を農林大臣に提出することができる。

ただし、第三項の農林省令で定める期間満了後十五日を経過したときは、農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、公団に対しその事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えるべきことを指示するとともにその旨をその意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面でその意見書を提出した者に通知するとともにその書面の写を公団に送付しなければならない。

9 農林大臣は、第七項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、過疎な公団は、第十八条第一項第一号又は第二号の事業について、その旨を公団に通知しなければならない。

10 公団が第三項又は第八項の規定により事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えたときは、その修正が当該事業に係る利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合を除き、その修正に係る部分について更に第一項からこの項目までに規定する手続を行なうべきものとする。

11 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定により提出された事業実施計画又は施設管理規程について、第一項から前項までの規定により行なべき手続がすべて終了したときは、その旨を告示しなければならない。

12 公団は、第十八条第一項第一号の事業で、これに係る事業実施計画においてその事業の施行によつて生ずべき施設の一部を発電事業又は水道事業を行なう者に使用させる旨を定めたものについては、前項の規定による告示があつた後、その発電事業又は水道事業を行なう者から、その者が当該施設の一部を使用する場合にはその事業実施計画に従つて電力を使用する旨の承諾を得なければならない。

13 公団は、第十八条第一項第一号又は第二号の事業については、その事業に係る事業実施計画等の変更(事業実施計画等の変更) 第二十二条 公団は、第十九条第一項の規定による工事に着手してはならない。

2 公団は、専用施設を新設し、又はその貸付を行おうとするときは、農林大臣で定められた書面を農林大臣に提出しなければならない。

3 第二項の規定による賦課徴収の事業に係る事業実施計画の変更をする場合には、第二十条第一項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

(賦課金)

3 第一項の変更(政令で定める軽微な変更を除く)については、第十九条第六項及び前条の規定を準用する。

(施設の使用、資金の供給等の認可)

3 第二十三条 公団は、政令で定める水道事業を行なう者に対し、第十八条第一項第一号イ若しくは第二号の事業の施行によつて生じた施設又は第二号の事業については、その事業に係る受益地につき土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三条に規定する資格を有するものとの他農林大臣の指定するものに対し、その者の受けらる利益を限度として、その事業に要する費用の全額又は一部を賦課徴収することができる。

2 前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金額を賦課徴収することができる。

2 前二項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納入させる場合にあつては、最初に納入させる賦課金についての納期限)前九十日までにしなければならない。

3 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に對してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

5 公団は、前項の規定による不服の申立があつたときは、同項ただし書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

(強制徴収)

5 第二十五条 公団は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納入義務者がその納期限までにその賦課金を納入しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公団は、前項の規定により督促をするときは、納入義務者に対し又は同条第二項第二号に規定する

昭和三十年七月二十八日 愛知県会議院第四十九号 愛知用水公团法案外実案

七六八

督状を発する。この場合において督状により指定すべき期限は、督状を発する日から起算して二十日以上超過した日でなければならない。

8 前条第一項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督状を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、市町村は、公団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5 前条第二項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督状を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

6 前条の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先づるものと

し、その時効については、地方税の例による。

7 公団は、第一項の規定により督状をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第二十六条 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第三十一条並びに第三十九条(賦課金の徴収)の規定について、第二十四条第二項の規定による賦課金を土地改良区の事業に要する経費とみなして、これらの規定を準用する。

(県の費用負担)

第二十七条 第十八条第一項第一号又は第二号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならぬ。

(権利関係の調整)

第二十八条 公団が第十八条第一項第一号から第三号までの事業を行つた場合については、土地改良法第五十九条(償還すべき有益質)、

第六十二条(地代等の増額請求)及び第六十五条(農地法の適用)の規定を準用する。この場合においては、第八十七条第三項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の四)において準用する場合を除む)、第八十七条第三項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の四)において準用する場合を除む)、第九十五条の二第三項及び第九十六条の三において準用する場合を除む)、第八十七条第三項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の四)において準用する場合を除む)、

規定を準用する。この場合においては、第八十七条第三項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の四)において準用する場合を除む)、第九十五条の二第三項及び第九十六条の三において準用する場合を除む)、

規定を準用する。この場合においては、第八十七条第三項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の四)において準用する場合を除む)、

(決算)

第三十二条 公団は、毎事業年度決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十三条 公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、

九十五条の二第三項及び九十六条の三において準用する場合を除む)、

8 第一項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債券の発行)
第三十五条 公団は、その国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2 外資に関する法律(昭和二十六年法律第百六十三号)第三条に規定する外國投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る償付金債権について同法第十三条の二の規定による大臣大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

(政府からの交付)
第三十六条 政府は、公団に対して、長期又は短期の資金の交付をすることができる。(政府の保証)
第三十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法

律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三条の規定にかかるわらず、公団が昭和三十六年三月三十日までに国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、一定の金額を限度として、保証契約をすることができる。

2 前項の一定の金額は、七十一億六千万円を基準とする。この時における基準外國為替相場(外國為替及び外國貿易管理法昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項の基準外國為替相場をいう。)により換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額又はその額を政令で定めるところにより換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額又はその額を政令で定めるところにより換算してアメリカ合衆国通貨以外の外貨をもつて表示した額とする。

(貸借計画)
第四十一条 公団は、その所有する不動産その他政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)
第四十二条 公団は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

1 会計に関する事項
2 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けるべきである。

(補助金)
第三十九条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、次に掲げる経費の一部を補助することができる。

2 賃料金に係る事項については農林大臣及び通商産業大臣、水道事業に係る専用施設の新設及び改修の新設及び

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けるべきである。この場合においては、公務員(以下「公務員」という。)又は同法同条に規定で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣

二 第十八条第一項第一号又は第二号の事業に係る事業費

二号の事業の施行によって生じた施設で公団がみずから管理を行なうものについての同項第二号

1 第三十一条第一項、第三十四条

(余裕金の運用)
第四十条 公団は、次の方法による

一 国債及び農林大臣の指定する場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

二 農林中央金庫及び農林大臣の指定するその他の金融機関への

預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)
第四十二条 公団は、その所有する不動産その他政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)
第四十三条 公団は、農林省令による委任

四 次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

3 第一項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、扣押検査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督)
第五章 監督

(監督)
第四十五条 公団は、農林大臣(発電事業に係る専用施設の新設及び

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けるべきである。

2 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けるべきである。この場合においては、公務員(以下「公務員」という。)又は同法同条に規定で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣

(大臣に対する協議)

二号の事業に係る事業費には、大臣大臣に協議しなければならない。

1 第三十一条第一項、第三十四条

(報告及び検査)
第三条の規定によると認められるときは、公団に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

2 前項の規定により報告及び検査

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、扣押検査のために認められたものと解釈してはならない。

(第六章 稽則)
第六章 稽則

(解散)
第四十七条 公団の解散について

2 公団の解散については別に法律で定める。

(恩給)
第四十八条 恩給法(大正十一年法

2 公務員とみなされる者は、別に法律で定めようとするときは、公務員とみなされる者(以下「公務員」といって

2 下この条において「公務員」とみなされる者)といつて公務員とみなされる者

2 公団の役員又は職員となつたとき

昭和三十年七月二十八日 東京地方法院第四十九号 愛知用水公園公團法案外二案

七七〇

は、恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十二年法律第七十七号)

(以下「法律第七十七号」という。)

附則第十条又は恩給法の一部を改

正する法律(昭和二十八年法律第

百五十五号)(以下「法律第一百五十五号」という)。附則第四十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続

いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは引

き続いて公務員若しくは公務員と

みなされる者は又は愛知用水公園の

役員若しくは職員として在職し

と、法律第一百五十五号附則第四十

一条項中「引き続いて地方事務

官又は地方技官として在職し」と

あるのは「引き続いて地方事務官

若しくは地方技官又は愛知用水公

園の役員若しくは職員として在職

し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第

七十七号附則第十条の規定を準用

するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公園の設立の際現に公務員又は

公務員とみなされる者として在職

する者が、引き続いて公園の役員

又は職員となり、更に引き続いて

公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公園の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者

として在職する者が引き続いて公

務員又は公務員とみなされる者と

して在職し、更に引き続いて公園

の役員又は職員となり、更に引き

続いて公務員又は公務員とみなさ

れる者となつたときを含む。は、

その公務員又は公務員とみなされ

る者に於べき普通恩給について

は、当該公團の役員又は職員とし

ての在職年月数を公務員又は公務

員とみなされる者としての在職年

月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定におい

て第一項の規定により読み替えら

れた法律第七十七号附則第十条第

一項の規定を準用するときを含

む)及び前項の規定は、公團の役

員又は職員となるまでの公務員又

は公務員とみなされる者としての

在職年が普通恩給についての最短

恩給年限に達する者については、

通算しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者

についての恩給法第六十四条(二

(再就職の場合の普通恩給)の規定

の適用又は準用については、公團

の役員又は職員としての就職を再

就職とみなす。

6 第四十九条 公園は、前条第一項

(他の法律の規定において同条同

項の規定により読み替えられた法

律第七十七号附則第十条第一項の

規定を準用することを含む。及び

第三項の規定の適用を受ける公團の役員若しくは職員である者又はその遺族の恩給の支拂に充てる金額を、政令で定めるところにより、國庫又は地方公共團体に納付するものとする。

(国有土地等の管理)

第五十条 農林大臣は、公團に対し、政令で定めるところにより、その同意を得て、第十八条第一項第一号の区域内にある農地法第六十二条号に掲げるものの農地法施行第六条第一項の規定により農地第四十四条第一項の規定によつて買取したものとみなされるものを含む)の管轄を委託することができる。

2 公團が前項の規定による委託を受けたときは、その管理に要する費用は、公團の負担とする。この場合には、受託に係る同項に掲げるものの使用料は、公團の収入とする。

3 第四条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

二 第四条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十二条第十三項の規定に違反して工事に着手したとき。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならぬ場合に

おいて、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十二条第十三項の規定に違反して工事に着手したとき。

五 第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十五条の規定に違反し

た者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

(公園の設立)

第一条 農林大臣は、第九条第一項の例により、公團の總裁又は監事

とならるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁となるべき者は、第九条第二項の例により公團の副總裁又は理事とならるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された總裁、副總裁、理事又は監事となるべき者は、公團の設立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ總裁、副總裁、理事又は監事に任命されたものとする。

4 第四条 農林大臣は、第二十条第一項の規定による事業基本計画の概要の公表をした後でなければ、前項第一項の規定による指名をしてはならない。

第五条 農林大臣は、設立委員会を命じて、公團の設立に関する事務を處理させる。

第六条 農林大臣は、設立委員会を完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第七条 附則第一条第一項の規定により指名された總裁となるべき者が前条の事務の引継を受けたとき

は、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の金員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

第八条 公團の最初の事業年度は、第三十条の規定にかかわらず、その設立の日より始まり、昭和三十一年三月三十一日を終るものとする。

第九条 公團の最初の事業年度の予算については、第三十一条第一項中「當該事業年度の開始前」とあるのは、「公團の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(登録税法の改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ四の次に次の二号を加える。

一ノ五 愛知用水公團自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ二の次に次の二号を加える。

六ノ五ノ三 愛知用水公團ノ免
スル登記 聞解

昭和三十年七月二十八日 愛知用水公團法案外二案

(所得税法の改正)

第十二条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第三条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 愛知用水公團

(法人税法の改正)

第十三条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第四条第二号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第五条第二項第2号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公團」を加える。

第六条 土地収用法の一部を次のよう改訂する。

第十六条 土地収用法の一部を次のよう改訂する。

第十七条 地方公共団体の下に「愛知用水公團」を加える。

第十八条 地方公共団体の下に「愛知用水公團」を加える。

第十九条 第五号中「地方公共団体」の下に「愛知用水公團」を加える。

第二十条 第二項第2号中「日本開発銀行からのお貸入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利息に対する所得税の免除に関する法律の改正」の一部を次のように改訂する。

第六条に次の二項を加える。

四 愛知用水公團監理官は、命を受けて愛知用水公團の指導監督に関する事務を掌理する。

第五条第一項に次の二号を加える。

一ノ五 愛知用水公團自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(地方税法の改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

第五条第六号ノ五ノ二の次に次の二号を加える。

六ノ五ノ三 愛知用水公團ノ免
スル登記 聞解

第二十五条第二号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公團」を加える。

第七十二条の四第一項第二号中「日本住宅公團」の下に「愛知用水公團」を加える。

第一百九十六条第一項第一号及び第三百四十八条第二項第二号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公團」を加える。

第七十三条の四第一項第一号及び第三百四十九条第一号及び第三百四十八条第二項第一号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公團」を加える。

「又は愛知用水公團法(昭和三十年法律第二号)第三十五条第一項」を加える。

「又は愛知用水公團法(昭和三十年法律第二号)第三十五条第一項」を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

農地開発機械公團法案

農地開発機械公團法

対する所得税の免除に関する法律

本則中「又は日本輸出入銀行」を

「日本輸出入銀行又は愛知用水公團」に改め、「第三条第一項」の下に

「又は愛知用水公團法(昭和三十年法律第二号)第三十五条第一項」を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

農地開発機械公團法

成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他三該事業を行ふ者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

〔事務所〕

第一条 農地開発機械公團(以下「公團」といふ)は、法人とする。

〔登記〕

公團は、必要な場に於たる事務所を所を開くことができる。

〔登記〕

公團は、政令で定めるところにより登記しなければならない。

〔登記〕

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これももつて第三者に对抗することができない。

〔名称の使用制限〕

公團でない者は、農地開発機械公團といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

〔民法の準用〕

公團といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

〔第六条、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)の規定は、公團に準用する。〕

〔第二章、役員及び職員(役員)〕

公團に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

〔第七条、公團に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。〕

〔第七条、公團に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。〕

〔第七条、公團に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。〕

〔第七条、公團に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。〕

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、公團を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公團を代表し、理事長を補佐して公團の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、公團の業務を監査する。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条件)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議員

2 政党的役員

3 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公團と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれら者が法人であるときはその役員

(いかるる名稱によるかを問わず、これと同等以上の職權又はその職務を総理する。

2 理事は、理事長を代理し、理事長を補佐して公團の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、公團の業務を監査する。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条件)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議員

2 政党的役員

3 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公團と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれら者が法人であるときはその役員

(代表権の制限)

第十四条 公團と理事長又は理事との利益が相反する事項について支配力を有する者を含む。

2 前号に掲げる事業者の団体の間わづ、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。

3 前号に掲げる事業者の団体の間わづ、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。

(役員の解任)

第十五条 理事長及び理事は、公團の職員のうちから、公團の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理を代表する。

2 前項の業務の方法に定めるべき事項は、農林省令で定める。

(代理人の選任)

第十六条 公團の職員は、理事長が任命する。

(役員の解任)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法建第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(職員の任命)

第十八条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 農地の造成又は改良の事業を行ふ者に対し、当該事業の用に供する機械及び器具(これらの附帯品及び部品を含む)の貸付を行うこと。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(業務の範囲)

第十九条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 農地の造成又は改良の事業を行ふ者に対し、当該事業の用に供する機械及び器具(これらの附帯品及び部品を含む)の貸付を行うこと。

2 理事長は、前項の規定による認可を受ける場合には、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

3 公團は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他の予算及び資金計画の参考となる事項に関する書類を認可申請書に添えなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又はみずから當利事業に從事してはならない。

2 委託を受けて農地の造成又は決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

3 前二号の業務に附帯する業務

(業務の方法)

第十九条 公團は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとても、同様とする。

2 前項の業務の方法に定めるべき事項は、農林省令で定める。

(財務の方法)

第二十条 公團は、前項の規定により財務諸表(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に農林大臣に提出し、それを代表する。

(代理人の選任)

第二十一条 公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(事業年度)

第二十二条 公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(事業年度)

第二十三条 公團は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 公團は、農林大臣の認可を受けて、政府又は国際復興開発銀行から長期借入金をすることができる。

2 公團は、国際復興開発銀行から長期借入金をすることができる。

3 第二項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債券の発行)

第二十五条 公團は、その国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2 外資に関する法律(昭和二十五条法律第六百六十三号)第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

(政府からの貸付)

第二十六条 政府は、公團に対して長期又は短期の資金の貸付をすることができる。

(政府の保証)

第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三条の規定にかわらず、公團が昭和三十八年三月三十日までに国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、一定の金額を限度として、保証契約をすることができる。

2 前項の一定の金額は、三十一億七千万円を同項の借入契約の総額とし

の時における基準外國為替相場(外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号))第七条第一項の基準外國為替相場をいう)により換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額又はその額を政令で定めるところにより換算してアメリカ合衆国通貨以外の外國通貨をもつて表示した額とする。

(償還計画)

第二十八条 公團は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(余裕金の運用)

第二十九条 公團は、次の方によることのほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債及び農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)

二 農林中央金庫及び農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金(農林省令への委任)

四 第三十条又は次条の規定により農林省令を定めようとすると

三 第二十九条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

五 第三十一条の規定によることのほか、政令に規定するもののほか、公團の財務及び会計に関する事項は、農林省令で定める。

(規程)

第三十一条 公團は、業務開始の際、次の事項について規程を定め

第五章 監督

第三十四条 公團は、農林大臣が監督する。

一 会計に関する事項

2 職員に対する協議

手当に関する事項

2 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告及び検査)

第三十二条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項にようする承認をしようとするとき。

二 第二十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十一条の規定によることのほか、政令に規定するもののほか、公團の財務及び会計に関する事項は、農林省令で定める。

(解散)

第三十六条 公團の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十七条 職員法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定するときは、前項の規定により改定された同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公團の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者か、引き続いで公團の役員となり、又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公團の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引続きて

2 農林大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるとき

は、公團に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をするこ

ができる。

(昭和二十二年法律第七十七号)

(以下「法律第七十七号」という)。

附則第十四条又は恩給法の一部を改

正する法律(昭和二十八年法律第

百五十五号)(以下「法律百五十五号」という)附則第四十条の規

定の適用については、法律第七十

七号附則第十条第一項中「引き続

いて公務員又は公務員とみなされ

る者として在職してあるのは引

き続して公務員若しくは公務員と

みなされる者又は農地開発機構公

團の役員若しくは職員として在職

し」と、法律百五十五号附則第

四十二条第一項中「引き続いて地方

事務官又は地方技官として在職

し」とあるのは「引き続いて地方事務官若しくは地方技官又は農地開

発機構公團の役員若しくは職員と

して在職し」と読み替えること

公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

第一項 (他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときは、

第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するとき)。

第二項 (他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときは、その違反行為をして公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する)。

第三項 (他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときは、その違反行為をして公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する)。

第一項 (他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときは、その違反行為をして公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する)。

第二項 (他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときは、その違反行為をして公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する)。

の役員若しくは職員であった者又はその遺族の恩給の支払にあつては、

公務員又は公務員とみな

される者は、その遺族の恩給の支払にあつては、

第一項の規定により指名された役員が付するものとする。

の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

ことによつて成立する。

する費用にあることができる

るべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をする

こと。

二 政府は、前号の借入金の額及びその借入金につき公団が支払うべき利子の額の合計額に相当する金額を、公団がその借入をした日の属する年度の翌年度以降五箇年度以内に、公団に支払うこと。

第三項の規定により指名された理事長となるべき者は、第九条第二項の例により公団の理事となべき者を指名する。

二 政府は、第一項の委託に係る工事に要する費用にあてるため公団が前項第一号の特別会計から借り入れる借入金の額の総計が五億五千万元をこえず、かつ、当該借入金につき公団が支払うべき利子の額が一億一千二百万円をこえないう範囲内でなければ、第一項の契約を締結することができない。

四 前各項に定めるもののはか、第一項の契約に關しある事項は、政令で定める。

二 第四条第一項の規定に違反して登記を怠つたときは、

三 第十八条に規定する業務以外の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したときは、

五 第三十四条第二項の規定による命令に違反したときは、

第六条 公団が第三十五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、第九条第二項の例により公団の理事となるべき者を指名する。

第七条 公団の最初の事業年度は、

第八条 公団の最初の事業年度の予算については、第二十一条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅延な」と読み替えるものとする。

第九条 政府は、公団を相手方として、北海道及び青森県の区域のうち政令で定める区域内において行

く國營土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のよう改正する。

第十一条 暫課税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十三条 藤原大臣は、設立委員会で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときに引き継がなければならない。

第十四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときに引き継がなければならない。

第十五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときに引き継がなければならない。

第十六条 地盤改良事業(農地開発機械公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録ノ

登記税法の改正)

第十七条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときに引き継がなければならない。

第十八条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときに引き継がなければならない。

第十九条 第二号ノ五の次に次の二号を加える。

二ノ六 農地開発機械公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録ノ

登記税法の改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

二 公団は、余剰資産資金融通特別会計からの借入金をもつて、政府の委託に係る工事において、附則第二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける公

第三項の規定の適用を受ける公

六ノ五ノ四 農地開発機械公團

ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十二条 所得税法(昭和二十二年

法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項第四号の三の次に

次の一号を加える。

四の四 農地開発機械公團

(法人税法の改正)

第十三条 法人税法(昭和二十二年

法律第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第二号中「愛知用水公

團」の下に「農地開発機械公團」

を加える。

(農林設置法の改正)

第十四条 農林設置法(昭和二十

四年法律第二百五十三号)の一部を

次のように改正する。

第六条第三項中「一人」を「及び

農地開発機械公團監理官各一人」

に改め、同条第四項中「愛知用

水公團の指導監督」を、それぞれ

愛知用水公團又は農地開発機械公

團の指導監督」に改める。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

第二十五条第一号、第七十二条
の四第一項第二号、第七十三条及び
四第一項第一号、第二百九十六条

第一号及び第三百四十八条第二項

第二号中「愛知用水公團」の下に
「農地開発機械公團」を加える。

(国際復興開発銀行からの外資の

受入について日本開發銀行、日本

輸出入銀行又は愛知用水公團が發

行する債券の利子に対する所得税

の免除に関する法律の改正)

第十六条 国際復興開発銀行からの

外資の受入について日本開發銀

行、日本輸出入銀行又は愛知用水

公團が發行する債券の利子に対す

る所得税の免除に関する法律(昭

和二十八年法律第二百六号)の一部

を次のように改正する。

題名を次のように改める。

(貸付)

国際復興開発銀行からの外資

の受入について日本開發銀

行、日本輸出入銀行、愛知用

水公團等が發行する債券の利

子に対する所得税の免除に関する

法律

本則中「又は愛知用水公團」を

「愛知用水公團又は農地開発機械公

團の指導監督」に改める。

(地方税法の改正)

第十九条第一項第十四号中「愛知用

水公團」の下に「及び農地開発機

械公團」を加える。

(昭和三十年法律第一号)第三十五

条第一項を「愛知用水公團法(昭

和三十年法律第一号)第三十五

条第一項又は農地開発機械公團法

(昭和三十年法律第一号)第二十

報告書は会議録追記に掲載

第一条 この法律は、農地及び採草放牧地が農業經營の基盤であり、かつ、農業者がこれらの土地を所持する事がその農業經營の安定を図るために要件であることにかかる、農地若しくは採草放牧地を取得し、自作地若しくは自作採草放牧地を維持し、又は自作地若しくは自作採草放牧地の細分化を防止しようとする農業者に対する農林漁業金融公團がこれに必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、農業者の經營の安定を図ることを目的とする。

二 小作地(農地法第二条第二項に規定する小作地をいう。以下同じ)又は小作採草放牧地(同法第三項に規定する小作採草放牧地をいう。以下同じ)につき耕作又は養畜の事業を行う者に対する法律

金

(貸付条件)

第三条 前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は、年五分五厘、その償還期間は、十五年以内とする。

2 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者(その者の一般承認人を含む)(以下「借受人」という)は、貸付金について、いつでも終止償還をすることができる。

3 公庫は、前項の規定にかからず、次の各号の一に該当する場合には、借受人に對し、いつでも貸付金につき償還を請求することができる。

一 借受人が正当な理由がなくて以外の目的に使用したとき。

二 借受人が貸付金を貸付の目的

三 当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的たる農地又は採草放牧地につき、借受人

面積、生産力等の条件及びその家族労働力等の農業経営能力を考慮して、農地又は採草放牧地の面積を増加しなければその結果の安定を確保することができないと認められる農業者に対する貸付金の償還と認められるものに対し、確保するに要する農地又は採草放牧地を有する者に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに対し、これにあてるための資金

面積に規定する自作地をいう。又は自作採草放牧地(同条第三項に規定する自作採草放牧地ないう)を充り満す等その農業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに対し、これにあてるための資金

面積に規定する自作地をいう。又は自作採草放牧地(同条第三項に規定する自作採草放牧地ないう)を充り満す等その農業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに対し、これにあてるための資金

が耕作又は収穫の事業をやめた
こと。

四、前各号に掲げる場合の外、借
受人が正当な理由がなくて契約
の条項に違反したとき。

(貸付金額等の決定)

第四条 公庫は、第二条の規定によ
る資金の貸付を行ふ場合には、貸
付の申込をした者につき、次条第
一項の農業經營安定計画を參照し
て、貸付金額及び償還期間その他
の貸付条件を定めなければならない。

(都道府県知事の認定)

第五条 第二条の規定による資金の貸
付を受けようとする者は、省令で
定める手続に従い、農業經營安定
計画を作成し、これを申請書に添
え、都道府県知事に提出して、當
該貸付を受けることが適当である
旨の都道府県知事の認定を受けな
ければならない。

2、前項の農業經營安定計画には、
次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

一 農業經營の状況
二 資産及び負債の状況
三 収入及び支出の状況
四 収入及び支出の改善措置の概
要

五、前号の措置に必要な資金の額
及び開途方法

六、貸付金の使用計画及び償還計
画

七、その他省令で定める事項

3、都道府県知事は、第一項の規定
により申請書の提出があつたとき
は、次の各号の要件をみたす場合
に限り、同項の認定をするものと
する。

一、申請者が農業に精進する見込
があること。
二、農業經營安定計画が適正であ
り、申請者がこれを達成する見
込が確実であること。

三、申請者が農業經營安定計画を
達成するためには、当該貸付を
受けることが必要であること。

(都道府県知事の指導)

第六条 都道府県知事は、借受人に
対し、その農業經營安定計画の達
成につき必要な指導をすることが
できる。

附 則

1、この法律は、公布の日から施行
する。

2、農林漁業金融公庫法（昭和二十
七年法律第三百五十五号）の一部
を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

二、前項の農業經營安定計画には、
次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

一 農業經營の状況
二 資産及び負債の状況
三 収入及び支出の改善措置の概
要

五、前号の措置に必要な資金の額
及び開途方法

を得し、自作地若しくは自作
地若しくは自家採草放牧地の細
分化を防止するのに必要な資金
を融通することを目的とする。

第十八条第三項中「第一項に掲
げる業務」を「第一項及び前項に規
定する業務」に改め、同項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次
の一项を加える。

3、公庫は、第一項に規定する業
務の外、自作農維持創設資金金融
通法（以下「融通法」といへ）
第二条に規定する資金の貸付の
業務を行ふ。

（都道府県知事の指導）

第六条 都道府県知事は、借受人に
対し、その農業經營安定計画の達
成につき必要な指導をすることが
できる。

附 則

1、この法律は、公布の日から施行
する。

2、農林漁業金融公庫法（昭和二十
七年法律第三百五十五号）の一部
を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

二、前項の農業經營安定計画には、
次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

一 農業經營の状況
二 資産及び負債の状況
三 収入及び支出の改善措置の概
要

五、前号の措置に必要な資金の額
及び開途方法

る採草放牧地をいう。以下同じ。」を
抵当として保し、前り、同条第一
号中「事業に供してある農地又は採
草放牧地」を「事業に供してある農地
（農地法昭和二十七年法律第二百二
十九号）第二条第一項に規定する農
地をいう。以下同じ。」又は採草放
牧地（同項に規定する採草放牧地を
いう。以下同じ。）に改め、同条に次
の項を加える。

2、前項の規定による貸付金の返還
を確保するための方法について
は、公庫が、農林大臣及び大臣大
臣の承認を受けて定めるものとす
る。

3、第三条第一項中「五年五厘」を「五
分之一」、「十五年以内とする。」を「二
十年以内」、その償還期間は、三年以
下とする。」に改める。

（報告書は会議録追記に掲載）

○綱島正興君登壇

自作農維持創設資金金融通法案に對
する修正案

（自作農維持創設資金金融通法案の一
部を次のように修正する。）

二十九日吉川農林政務次官より提
案理由の説明があり、その後数回委員
会において審査を行なった後、七月
二十二日より四日間にわたりまして
農林開発機械公団法案及び自作農維持
創設資金金融通法案につきまして、農林
委員長初め各党の委員を現地に派遣
して調査を統一、帰京後直ちに二
十六、七、八の三日間を費して、農
林大臣及び関係大臣、政府当局に対し
て熱心な質疑を行い、また商工委員会

愛知用水事業は、雨量少く各種用水
の不足な名古屋市東方の平野及び知多
半島帶の開発のため、木曾川水系を

路を通じて知多半島に導水して、灌漑
して、その概要是、木曾川支流王滝川
にダムを新設いたし、ここに貯留され
た水を岐阜県兼山から取水し、新設水

料水の供給が可能となるのであります
す。その結果は、米丈約二十七万石余
の増産と、年間九千七百万キロワット
ト・アワーの電力、また三十万人余の
利用させようといふものであります
して、かかる大規模な事業であります
ので、事業資金としては、國家資金の
ほか、国際復興開発銀行からの融資及
び余剰農産物貿易資金を充てることと
して、かかる大規模な事業であります
ものに、愛知用水公團を設立いたしまし
て、農林大臣及び関係大臣の監督のも
とに効率的な事業を行なわせますため
本案が提出されたものであります。

本案は、去る六月二十一日付託、同

二十九日吉川農林政務次官より提
案理由の説明があり、その後数回委員
会において審査を行なった後、七月
二十二日より四日間にわたりまして
農林開発機械公団法案及び自作農維持
創設資金金融通法案につきまして、農林
委員長初め各党の委員を現地に派遣
して調査を統一、帰京後直ちに二
十六、七、八の三日間を費して、農
林大臣及び関係大臣、政府当局に対し
て熱心な質疑を行い、また商工委員会

七七六

との連合審査を行い、審議に慎重を期する」とといたしましたのであります。

二十八日に至りまして質疑が終了いたしましたので、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決しました。

なお、その際各党共同提案の附帯決議案を付したのであります。この際この附帯決議の案文の朗読は省略いたしましたけれども、これは会議録に登載いたしたいと存じておる次第であります。

欠けるところがあつたが、愛知用水計画については牧尾橋ダム建設のため水没する農家等に対し物心両面より完全なる補償措置を講ずる

とともに残存地域の住民及び被害を受ける地方公共団体その他団体に対しても本事業の実施前より

さらに安定した民生福利を保障するよう各種の助成措置を講ずることとして、個々の具体的な事項について地元公共団体に予め完全なる了解を求めるよう努めること。

三、国有林運営施設の被害については、速やかに付替工事を完成し運材機能の保持及び労務者の完金属儲に方全を期すること。

四、木曾川下流における既得水利権

が愛知用水事業のため悪影響を受けることのないよう十分なる対策を講ずるとともに木曾川の河床低下にともづく既存用水の改修工事

においては別途財源を拡大確保すること。

五、ダム・幹線水路の共同部分の費用の振分については電気及び水道の事業主体の受益度合を再検討し農業が過重の負担を受けることとならないように措置すること。

六、愛知用水受益地区内の農民が本につき著も支障なきよう万全を期すること。特に小規模土地改良事業は他の一般土地改良事業に重大な影響をもたらすおそれなしとしない。よつて、政府は、わが国全体の食糧増産事業の重要性を認識するためには他の一般土地改良事業を促進すること。

七、牧尾橋ダムの渠水区域内の治山

は、愛知用水公團の目的的達に重大関連を有するから、国及び関係者は之が実施に万全を期すこと。

八、愛知用水公團の機構は極力簡素なものとし、運営及び施設物件の管理につき公正を期すること。

九、本事業は公団、県、市町村、土地改良区等関係機関がそれぞれ事業主体となつて事業を実施するか

ら、総合統一された運営を期すること。

一〇、外國技術者の雇用については、これに委託する調査及び設計を必要最小限度に止め、極力経費の節約に努めるとともに国内技術者を本事業のため過度に集中して他地区の事業に支障をきたすことのないように警に注意し、あわせて機械器具類については、つとめて国产器品を優先購入すること。

一一、農地開発機械公團法案につ

て御報告いたします。

農地の造成及び改良の事業は、特にその規模の大でありますものは、高能率機械に依存しなければ急速かつ合理的な施行が望む得ないことは御承知

れず、農民の実際負担能力を勘案の上、適正なる償還額を決定すること。

れず、農民の実際負担能力を勘案の上、適正なる償還額を決定すること。

のとくあります。このため、優秀な機械を購入管理し、また開発事業を行う農地開発機械公團を設立しよ

たして、本案が政府より提出せられたのであります。

一、本事業は、世界銀行よりの借款及

び余剰農産物見返田資金といふ不確定財源を主要財源とするのみならず、且つ、明年度以降の所要円

金も相当額にのぼるのであるか

ら、本事業を計画通り進捗せしめ

るためには他の一般土地改良事業

に重大な悪影響をもたらすおそれ

なしとしない。よつて、政府は、

わが国全体の食糧増産事業の重要性に従事、これが所要資金の確保につき毫も支障なきよう万全を期すること。特に小規模土地改良事業

に重大な悪影響をもたらすおそれ

なしとしない。よつて、政府は、

わが国全体の食糧増産事業の重要

性に従事、これが所要資金の確保

につき毫も支障なきよう万全を期

すること。特に小規模土地改良事

業の促進を図ること。

二、受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金は他の

国営地区の例に比し著しく負担過

重と認められるので、政府は、能

らに從前の基準にとらわれず、農

地の造成及び改良の事業は、特に

その規模の大でありますものは、高能

率機械がそれぞれ事業主体となつて

事業を実施するから総合統一され

た運営を期するため、これら関係

農地開発機械公團法案に対する附帯決議

[奉照]

昭和三十年七月二十八日 愛知県会議院議院第49号

愛知用水公團法案外二案

機関の協議機構を設置すること。

五、外國技術者の雇傭については、これに委託する調査及び設計を必

要最少限度に止め、極力経費の節約に努めるとともに国内技術者を

本事業のため過度に集中して他地区の事業に支障をきたすことのないよう厳に注意し、あわせて機械器具類については、つとめて国产品を優先購入すること。

六、機械開発については入植農家の營農安定が最終目的であるから、單に未耕地の開墾をもつて終ることなく入植農家の經營安定のため營農計画の確立、所要經営資金の確保等に関し万全の措置を講ずること。

次に、自作農維持創設資金融通法案について申し上げます。

近年、農村における資金難から、自然災害はもちろらん、疾病その他の個人的災害、あるいは相続等による臨時支出をまかならぬために、農地または採草放牧地等を売却するのやむなきに至る自作農が逐年増加いたしており、特に

經濟的に弱い農家は転落の危険にさらされているのであります。従って、この際新たに農業經營の安定、農家の転落の防止のための措置をいたしました。

農地を抵当として農林漁業金融公庫がその取得、維持または細分化防止のため必要な資金を貸し付けることにより農家の經營の安定をはかる目的を

もつて、本案が提出されたのであります。

本案は、去る五月二十日付託とな

り、六月十四日吉川農林政務次官より提案理由の説明があり、その後数回の審査を行いましたが、特に七月二十六

日には専門学者をして招き、その意見を聴取しました。

七月二十八日質疑を終了いたしました

が、日本社会党より、抵当権の強制的設定規定を削除し、貸付金の返還を確保する方法については公庫の業務方

法書で定めるものとすること、利率五分五厘を五分として、償還期間十五年

を、据置三年を含んで償還期間二十年とすること、以上二点を中心とした

する修正案の提出がございました。

右の修正案及び原案を議題として討論に付しましたところ、労農党久保田委員より反対意見が述べられ、社会民主党より賛成意見が述べられ、社会民主党委員より賛成意見が述べられ、

この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

〔国土開発総貿易自動車道建設法案の予定路線〕

第三条 國土を縦貫する高速幹線自動車道として國において建設すべき自動車道(以下「國土開発総貿易自動車道」という。)の予定路線は、別表に掲げるところによる。

(國以外の者に対する建設の免許)

第四条 政府は、國土開発総貿易自動車道の予定路線であつても、その一部について、國以外の者に対

し、一般自動車道の建設を免許す

ることができる。

以上、報告を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 暫時そのままお待ちを願います。

三案を一括して採決いたします。三案中、自作農維持創設資金融通法案の

委員長の報告は修正であります。その他の二案の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告の通り決す

り、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告通り決しました。(拍手)

国土開発総貿易自動車道建設法案

(阿左美廣治君外四百二十九名提出)

○議長(益谷秀次君) 長谷川四郎君

議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、阿左美廣治君外四百二十九名提出、國土開発総貿易自動車道建設法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

〔國土開発総貿易自動車道の予定路線〕

第一條 この法律で「自動車道」及び「一般自動車道」とは、道路運送法(昭和二十六年法律第八百八十二号)第一條第八項に規定する自動車道及び一般自動車道といい、「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第二条第一項に規定する道路をいいう。

〔國土開発総貿易自動車道建設法案の予定路線〕

第二条 この法律で「建設線」とは、建設線(以下「建設線」という。)の建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を立案し、國土開発総貿易自動車道建設審議会の認を経て、これを決定しなければならない。

第三条 國土を縦貫する高速幹線自動車道として國において建設すべき自動車道の予定路線は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを國の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

第四条 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、國の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

第五条 前項の規定による意見の申出があつたときは、國の行政機関の長は、これをしんしゃくして、必要な措置を採らなければならぬ。

地盤興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業發展の不可欠の基盤たる高速自動車交通網を新たに形成させるため、國土を開拓するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔建設線の基本計画〕

第五条 内閣總理大臣は、高速自動車交通の需要の充足、國土の普遍的開発の地域的な重點指向その他

新たに形成させるため、國土を開拓し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。

〔建設線の基本計画〕

第六条 國土開発総貿易自動車道の効率的な建設を図るため必要な事項を考慮し、國土開発総貿易自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線(以下「建設線」という。)の建設

に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を立案し、國土開発

総貿易自動車道建設審議会の認を経て、これを決定しなければならぬ。

第七条 國土開発総貿易自動車道の建設は、國の行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

第八条 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、國の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

第九条 前項の規定による意見の申出があつたときは、國の行政機関の長は、これをしんしゃくして、必要な

より、一定の条件を附することがあります。

〔建設線の基本計画〕

第五条 内閣總理大臣は、高速自動

車交通の需要の充足、國土の普遍的開発の地域的な重點指向その他

新たに形成させるため、國土を開拓

し、及びこれと関連して新都市及

び新農村の建設等を促進すること

を目的とする。

〔建設線の基本計画〕

第六条 國土開発総貿易自動車道の効率的な建設を図るため必要な事項を考慮し、國土開発総貿易自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路

線(以下「建設線」という。)の建設

に関する基本計画(以下「基本計

画」という。)を立案し、國土開發

総貿易自動車道建設審議会の認を経て、これを決定しなければならぬ。

第七条 國土開発総貿易自動車道の建設は、國の行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

第八条 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、國の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

第九条 前項の規定による意見の申出があつたときは、國の行政機関の長は、これをしんしゃくして、必要な

(建設線の基本計画と関連する事項の調整)

第六条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、建設線の基本計画にてらして必要な調整をする。

本計画にてらして必要な調整があると認めるとときは、次に掲げる事項について、國の行政機関の長の处分に付し、國の行政機関の長の処分について必要な調整をすることができる。

一 國土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備

二 國土開発縦貫自動車道沿線における新都市又は新農村の整備又は建設

(総統費)

第七条 建設線の基本計画に基く国土開発縦貫自動車道の建設に必要な資金について、これを財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第十四条の二の規定により総統費とすることができる。

(資金の融通のあつせん)

第八条 政府は、建設線の基本計画にてらして必要があると認めるときは、第四条の規定による免許を受けた者又は国土開発縦貫自動車道に接続する一般自動車道について当該事業の免許を受けた者に対する融通をあつせんすることができると。(損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置)

第九条 國土開発縦貫自動車道又は第四条の規定による一般自動車道の

建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失ふ者がある場合においては、政府は、その者に対し、

生活の基礎を失ふ者がある場合においては、政府は、その者に対し、その

ために必要な事項に関し調査すること。

(資料の提出)

第十一条 政府は、すみやかに建設線の基本計画の立案のため必要な基礎調査を行わなければならない。

(審議会の設置)

第十二条 総理府に国土開発縦貫自動車道建設審議会(以下審議会)といたる)を置く。

(所掌事務)

第十三条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

一 建設線の基本計画に關し調査審議すること。

二 建設線の建設に要する資金の調達及びその融通のあつせんに關し調査審議すること。

三 國土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設に關し調査審議すること。

四 國土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に關し調査審議すること。

五 会員及び委員は、非常勤とする。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第十四条 審議会は、その所掌事務を處理するため必要があるときには、関係都道府県知事の出席を求

め、その意見をきくことができ

他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十五条第一項の表中海外移住審議会の項の次に次の二項を加えうに改正する。

3 会員は、次に掲げる者をもつて充てる。

1 大蔵大臣

2 農林大臣

3 通商産業大臣

4 運輸大臣

5 建設大臣

6 自治府長官

7 経済企画大臣

8 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者

9 参議院議員のうちから参議院の指名した者

10 学識経験がある者のうちから内閣総理大臣が任命する者

八人以内

別表		路線名	起点	終点	主たる経過地	国土開発縦貫自動車道建設審議会 第二号(昭和三十一年法律第一〇四号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。
中央自動車道	東京都	東北自動車道	東京都 水戸市	神奈川県津久井郡相模湖町附近	富士吉田市附近 静岡県安倍郡井川村附近	
				田市附近	飯田市附近	
				中津川市附近	小牧市附近	
				大垣市附近	京都府市附近	
北海道自動車道	函館市	北海道自動車道	北海道 北海道	浦河市附近	館林市附近	宇都宮市附近
				近秋田県鹿角郡十和田町附近	盛岡市附近	
				札幌市附近		
中国自動車道	吹田市	中国自動車道	大阪府 吹田市	兵庫県加東郡猪野町附近	津山市附近	
四国自動車道	徳島市	四国自動車道	徳島市	松山市	高知市附近	
九州自動車道	福岡市	九州自動車道	福岡市	鹿児島市	熊本市附近	
				鹿児島市附近	高柳市附近	
				鹿児島市附近	日田市附近	
				鹿児島市附近	小林市附近	

〔内海安吉君登壇〕

○内海安吉君 大いに議題となりました、阿左美廣治君外四百二十九名提出。国土開発総合自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、議員四百三十名の提案による、いわゆる衆議院のはとんどの総意に基く問題的法案であります。

まず本案の提案の理由並びに内容について申し上げますと、国土を総貫する高速幹線自動車道を開設し、あわせて未開発地の開発をはからんとするものであります。その内容といま

す点は、第一には、北海道より九州に至る延長約三千キロにわたり、国土を総貫する高速幹線自動車道を二十年

にて完成すること、第二には、この高

速幹線自動車道を幹線として、これに接続する堵截道路約二千五百キロの整備を促進し、その組み合せにより国土開発道路網を形成すること、第三には、この新たな高速自動車交通網の成により、国土の普遍的開発、国際的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大をはかることがあります。

本案は去る七月七日本委員会に付託されたのでありますが、参考人として、日本総貫高速自動車道協会会長八田嘉明君、国土開発中央道調査審議会

の自動車運送法のごときを運用すべきものではなく、道路法において一般

については、関係各県において研究企画されている路線を考慮して善

きものではなく、道路法において一般あるいは新たに自動車國道法を制定すべきである。

これを管理すべきである。

第四には、青木参考人より、本道路のことを國の幹線路線建設には、外債を期待すべきでなく、当然國費をもつて建設すべきである等が述べられたのであります。

しかしながら、全参考人を通じて一

致した点は、本案の趣旨は適切妥当なものであるから、早急にこれを促進せしむべきであるとの意見であります。

なた、質疑の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

次いで、瀬戸山三男君及び西村力弥君より次のとおり附帯決議案が提案され、採決の結果、全会一致をもつて本法案の附帯決議とすべきものと決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この際暫時休憩いたします。

午後六時四十八分休憩

午後七時四十九分開議

○議長(森谷秀次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

憲法調査会法案を議題としたしま

す。委員長の報告を求めます。内閣委

員会理事高橋福一君。

憲法調査会法案

(設置)

第一条 内閣に、憲法調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、日本國憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。

(組織)

第三条 調査会は、委員五十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣総理大臣が任命する。

一 国会議員 三十人

二 学識経験のある者 二十人

3 委員は、非常勤とする。

(会員及び副会長)

第四条 会員は、会員一人及び副会員二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を總理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

第五条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び内閣機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(部会)

第七条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。部会長は、部会に属する委員が互選する。

(細則)

第八条 この法律に定めるものは、調査会の運営その他の調査会の運営に關する必要な事項は、

会長が調査会の組織を経て定める。

○高橋一郎君登壇

○議長(森谷秀次郎) これより討論に入ります。森三樹二君。

(主任の大臣)

第九条 調査会に係る事項については、内閣法(昭和二十一年法律第十五号)に依り主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(庶務)

第十条 調査会の庶務を処理する機関その他調査会の庶務の処理に関する重要な事項は、政令で定める。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。

2 國家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)の一部を次のよう改正する。

第三条第三項中第十一号の二を「第十一号の三」とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 憲法調査会の委員及び専門委員、幹事の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第一項中第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 憲法調査会の委員及び専門委員、幹事の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第一項中第十八号の次に次の二号を加える。

(森三樹二君登壇)

私は、国会の運営に当りまして、わざか三時間程度でこの重要法案の審議が打ち切られましたことは、この憲法調査会法案に対し、反対の討論をして、現行日本憲法に自ら的檢討を

加え、関係問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通して国会に報告する機関として、内閣に憲法調査会を設けようとするものであります。しかしして、調査会は、内閣総理大臣が任命する国会議員三十人、学識経験者二

十人、合計五十人以内の委員をもつて組織することといたしておきます。

本來は、七月五日本会議に上程され、質疑の後、同日当委員会に付託されたものであります。二十七日提案者の説明を聞き、本日質疑に入り、提案者及び鳩山内閣総理大臣に対し各委員より熱心なる質疑がなされたのであります。世耕

組員に対し質疑が開始せられたのでございませんが、法務委員会においても、内閣委員会との連合審査の必要を認め、これを決議いたしまして、世耕

井委員に対し質疑が開始せられたのでございませんが、法務委員会においても、内閣委員会との連合審査の必要を認め、これを決議いたしまして、世耕

法務委員長より宮澤内閣委員長に対し連合審査の要請がなされたのは午後二時でございます。われわれは、理事会において、当然この重要性にかんがみ連合審査をなすべきことを強く要求しましたのでありますが、民自両党は、この成規の手筋による連合審査の要求さえも否決し、国会の審議を躊躇しなかつたのでございまして、断じて昨すことができないであります。(拍手)そのため、このよき現在の国会の勢力に応じまして、鳩山内閣といたしまして、憲法改正が現実にできないこの情勢を打開するために、すなわち、今回提案されましたごとき憲法調査会なるものを、しかも内閣の審議機関として、国民の目にはこのよき憲法改正の必要があるものだといふらな

実に構築的な調査会を作りまして、ここに憲法改正の既成事實を作らんとする

ことは、断固として許されないのであります。

ります。(拍手)私は、十力なく、憲法第九十九条の、總理大臣あるいは國務大臣、國會議員等の憲法違反並びに擁護の規定を現在の鷹山總理並びに閣僚は全く無視していると留ても過言ではないと思うのであります。(拍手)われわれは、このよき憲法無視の内閣こそ、まさに国民の利益を無視し、再軍備政策をアメリカより押しつけられ、この再軍備を強行せんがために、憲法第九条を初め、多數の、民主的な、平和的な憲法の規定並びに基本的人権を無視し、いわゆる支配階級、特權階級の利益を擁護せんとするのが、今回の憲法調査会の意図であると喝破せざるを得ないのであります。(拍手)

押しつけ憲法であると保守党の諸君が叫び、また、かつて、瀬瀬一郎氏

は、現行憲法を称して「カーサー憲

法なり」というがござります。まことに不謹慎な言葉を吐いたのであります。(拍手)

諸君、あの昭和二十一年の六月二十

七日の本会議において質疑がなされま

して以来、私も憲法改正の委員の一名

としていたしまして、現在の予算委員室に

おきまして、舌を流し、われわれは戦

争の惨害を繰り返してはならない、わ

れわれは、この焼け野原の中における

田均氏は、諸君、この本会議の議場に

おきまして、涙を流し、われわれは戦

争の惨害を繰り返してはならない、わ

れわれは、この焼け野原の中における

月二十一日に至るまで、やけづがご

とき委員室に、われわれはあくまでも

平和にして民主的な憲法を作定するた

めに全力を尽したのであります。しか

も、この憲法の改正に当りましては、わ

保守党の諸君におきましては押しつけ

音を立てる。かかる戦争の危機に突入

られたとお尋ねであるお方があるよう

であります。断固としてわれわれは反対しなけ

い。われわれは、決たびかマッカー

サー司令部とも交渉いたしました。そ

のときにおいて、諸君、われわれが自

主的にして、日本の国会はあくまでも

国会の権威において十分なる審議をさ

せんとする憲法改正案に対しまして

しまして、憲法改正の保守党の意向と

しては、公共の秩序の理由のものとし

ては、断固としてわれわれは反対しなけ

い。われわれは、民衆的・人権的基本的

な憲法改定案によるところの、ナ

ウマムラニヤマ法をますます保守党

の諸君は制定する意のあることを

わかれわれははつきりとつかむことができる

ためあります。(拍手)また、私ども

しても、主権は国民にあることをわ

れるが、あの憲法の前文の中におきま

して、あるいは憲法第一条におきま

しても、主権は国民にあることをわ

れるが、このとき諸君があるとするならば、な

ぜ諸君は当時断固として反対しなかつたのであります。(拍手)

手)もしも押しつけられた憲法と言つ

が、ごとき諸君があるとするとならば、な

ぜ諸君は当時断固として反対しなかつたのであります。(拍手)

しかし、ここに憲法が実施され、いま

だ十年を出さるときにおきまして一

當時の憲法調査会委員長でありました吉

田均氏は、諸君、この本会議の議場に

おきまして、涙を流し、われわれは戦

争の惨害を繰り返してはならない、わ

れわれは、この焼け野原の中における

諸君は、先進国の民主主義と、また平

和宣言をこの現行憲法の中に取り入れ

ることを、何て反対されるのである

か。(拍手)全くわれわれは理解するに

苦心なのであります。

しかも、今日のまことにわざかな委

員会における質疑でございましたが、

われわれは、わざかな質疑の時間を通

○江崎真澄君登壇 私は、自由党を代表して、ただいま講題となりました憲法調査会案に対し、賛成の意を表せんとするものであります。(拍手)

現行憲法の根柢を貫いておる精神は、實に平和主義と民主主義と基本的人権の尊重であつて、この点につきましては十分長所を認めないわけには参りません。しかし、現行憲法制定については、日本国民の全面的な自由意思によるものではなく、連合軍最高司令官の示唆に基いて制定せられたものであります。

(拍手)また、現行憲法は、過去八九年の実績の経験にかんがみまして、独立國としてのわが国民性、国情等にぴったりと符合しない個所のあることを否定することはできな

いのであります。(拍手)従つて、わが國設立の完成と、日本将来の發展と繁栄を期し、われわれ国民の手によつては、こゝまであると確信いたしたものでございます。(拍手)われわれは、かかる基

本的態度をもつましして、本法案に賛成いたします。本法案に反対をせられるところの社会党左派の請君、あなたの方の網領には、将来國会で絶対多数を占めた場合には、その政權を恒久化した上で、社

〔江崎真澄君登壇〕

○江崎真澄君 私は、自由党を代表して、たゞいま講題となりました憲法調

査会案に対し、賛成の意を表せんと

するものであります。(拍手)

現行憲法の根柢を貫いておる精神は、實に平和主義と民主主義と基本的人権の尊重であつて、この点につきましては十分長所を認めないわけには参りません。

しかし、現行憲法制定については、日本国民の全面的な自由意思によるものではなく、連合軍最高司令官の示唆に基いて制定せられたものであります。

(拍手)また、現行憲法は、過

去八九年の実績の経験にかんがみまし

て、独立國としてのわが国民性、

国情等にぴったりと符合しない個

所のあることを否定することはできな

いのであります。(拍手)従つて、わが

國設立の完成と、日本将来の發展と繁

栄を期し、われわれ国民の手によつては、こゝまであると確信いたしたものでござります。(拍手)われわれは、かかる基

本的態度をもつましして、本法案に賛成

いたします。本法案に反対をせら

れるところの社会党左派の請君、あなたの方の網領には、将来國会で絶対多數を占めた場合には、その政權を恒久化した上で、社

会を期すものであると断ざざるを得

ないであります。

すでに、われわれ保守党におきまし

て、大休憲法改正の方向も固まりつ

う。(拍手)しかし、不可解なことは、基本産業の国有化とか、あるいは公有化とか、行政、司法の諸機關、新聞とか教育とか出版版とか、あらゆるものと社會主義の方向の諸君は、いかなる方向を憲法として決定しようといふのか。進んで、その解釈や運用はかくのこときものである

といふことを、あなたの留めところの社會主義的憲法の改正の構想なるものと、具体的に國民の前に示すべきでないありますよ。(拍手)

しかも、不可解なことは、基本産業の国有化とか、あるいは公有化とか、行政、司法の諸機關、新聞とか教育とか出版版とか、あらゆるものと社會主義の方向の諸君は、いかなる方向を憲法として決定しようといふのか。進んで、その解釈や運用はかくのこときものであるといふことを、あなたの留めところの社會主義的憲法の改正の構想なるものと、具体的に國民の前に示すべきでないありますよ。(拍手)

また、社會党右派の諸君は、議会主義を守り、反対党を認め、報道の自由を抑止しない方針を明らかにいたしておられるのであります。社會党左派の

が将来絶対多數をとつた後の理想であるといつたましても、かかる根本理念

は、根本的に大きな違いを認めるのであります。社会党右派の諸君は、今後統一の進行とともに、過去独裁政治と軍国主義に社会を通じ、真に独立國日本によさわしい憲法のあり方を研究いたしまするとあります。(拍手)

われわれは、ここに、まず憲法調査会を開き、真に独立國日本によさわしい憲法のあり方を研究いたしますとともに、過去独裁政治と軍国主義に社会を通じ、真に独立國日本によさわしい憲法のあり方を研究いたしますとあります。(拍手)

總司令部は、日本に過駐して直ちに、新しき憲法を日本国民が制定せんことを求め、當時の政府に対し、当時の政黨に対し、あるいは民間の諸団体に対して、理想的憲法を創案すべきことを求めたのであります。その結果、いろいろな草案ができたことは御承知の通りである。あるいは政府の松木本草のことを完成させたのであります。社会党が、社会党も入れて、共産党まで入れて提出し

たところの草案を「いもの」は、いずれもなまぬるいものであつて、明治憲法に毛のはえた程度のものにすぎなかつたのであります。そこで、マッカーサー司令官においては、アメリカの憲法学書二、三人が中心となりまして、今日最も進歩した世界の憲法はかくあるべきものであるということをモデルとして創案して示すことに相なつたのが、この草案を示すに至つた来歴であることは、御承知の通りであります。

もとより、これが完全無欠なものであるというわけではないから、修正すべきもの、修正することを適当とする点は遠慮なく修正せよといふ言葉が添えられておつたのであります。しかししながら、御承知の人権教育といい、基本的人権のときは、全世界によつて認められておるところの人権に関する世界教育をそのまま採用したものであつて、(拍手)一ヵ条といえどもこれを修正すべきものは見当らないのであります。(拍手)既に、われわれは、憲法に、あるいは特別委員会において、あるいは小委員会において、十分に逐条的に審議をいたしたのでありますし、修正いたした個所も多々あることは、後日速記録が公開せられます。ならば明らかになる次第であります。

ゆえに、もし政府官僚が作った法案を、われわれがそれを見て正しいとして、慎重審議した結果通過したら、これは押しつけられたものであるといって、自主的法律でないといふ主張が通るでありますようか。(拍手)その内容がよいものであれば、われわれは、決してその作成者の何人たる所を問はず、慎重審議の結果採択することが当然であります。当時三ヵ月の日子を費し、連日特別委員会並びに小委員会において、衆議院を通じて審査をいたしました結果、ここに成立した憲法に対して、あたかも与えられたもの、押しつけられたものであるというふうな御意見をもつてこれを侮蔑するがことは、断じて許すべからざることであります。(拍手)

べきものがあらうことは、われわれも認めるのであります。けれども、これを改正するには、おのずから適当な時といふものがあります。今わが国が再軍備を公然合法化するに適當なる時でありましようか。世界の情勢をこらんない。わが国が、一時朝鮮事変に驚いて、アメリカの、それこそ押しつけに作り、これを自衛隊に発展させたのであります。が、(拍手)今や、世界の大勢を見れば、平和的共存とい、ジエネーヴにおける巨頭会議とい、何とかして軍備を縮小し、原子戦をなきものにして、平和のうちに世界を維持していく。軍備縮小によって得るところの余剰財産をもつて後進国の開發のために使おうといふことが提唱せられておりまするときに、わが国がおくれはせながらこれから再軍備をしようとは何ごとであります。うか。(拍手)これは断じてその適当なる時でないと信じます。

る企図がうかがわれるのである。あるいは議会の解散を容易にしよう。先ほど鳩山総理が私の質問に対して答へられたのがそれである。現在の憲法でも、白眉公然、内閣の力によつて解散をやつておるのでありますから、何もこんごとを明文化する必要はない。あるいは、家族制度の復活をはかると称して、——われわれは断じて夫婦、親子の小家族を軽視するものではありますんが、親孝行の義務を憲法に規定するがごときは、道徳と法律とを混同するものであつて、ナンセンスであるということを申し上げなければならぬのであります。(拍手)これによつて、せつかく第二十四条に規定したところの男女両性の平等あるいは家族の神聖に対する規定のごときを、再び封建的なものに戻すとする意図が見えるのでありますして、断じてわれわれの賛成することができないところであります。(拍手)

裁判所の職能を改正しならうと言ふ。聞いてみると、憲法を改正せんにできることがあります。ほんとうに憲法を整備しておきながら、かくのことあります。(拍手) 実に、私は、わが國の憲法のためには惜しいものであります。

そこで、この発議権の問題であります。するが、普通の法律案でありまするならば、政府が作成をして国会に提出するべきは、もとより当然であります。憲法についても同じことを申す人がありますけれども、この憲法がいかにして作られたか、そして、憲法はいかにこの改正を予定しておるかということを考えていたときまするならば、まず、前文において、この憲法は正當に選舉された国会における代表者が通じて行動し、ここにこの憲法を確定する。う宣誓をいたしておるのであります。国民の代表者がこの憲法を確定したのである。従つて、この憲法の改正は、第九十六条规定、国会がこれを立案し、そして国民に提案してその承認を得なければならぬと書いておるのとあります。この憲法の精神は、国会が作ったものであり、国民の代表たる両院議員が作ったものであるから、改正することも、原則として両院が発議するならば、これを国会の中に置くべきである。もし改正について調査会を必要とするならば、これを国会の中に置くべきである。学識経験者の知識を必要とするなど

森 滉君	森下 國雄君	森下 國雄君	八田 貞義君	林 讓治君
森山 欽司君	山村新治郎君	山村新治郎君	平野 三郎君	福井 順一君
山本 栄吉君	山本 正一君	山本 正一君	福井 盛太君	福井 順一君
山本 利壽君	横井 太郎君	横井 太郎君	福永 一臣君	福永 健司君
米田 吉盛君	早稻田浦吉郎君	早稻田浦吉郎君	船田 中君	古川 丈吉君
耳 四郎君	相川 勝六君	相川 勝六君	保利 茂君	堀川 勝平君
透澤 寛君	愛知 援一君	愛知 援一君	前尾繁三郎君	前田 正男君
貴木 正君	荒船清十郎君	荒船清十郎君	町村 金五君	松野 類三君
生田 宏一君	石井光次郎君	石井光次郎君	松山 義雄君	水田三喜男君
犬養 健君	植木皮子郎君	植木皮子郎君	南 好雄君	中野 勇君
大野 伴親君	大坪 保雄君	大坪 保雄君	阿部 五郎君	村上 靖君
崎 輿治君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	赤路 友蔵君	赤松 勇君
奥村又十郎君	加藤鉢五郎君	加藤鉢五郎君	西原 久保重光君	西原 謙君
小瀬佐重喜君	神田 博君	神田 博君	山下 春江君	吉田 重延君
鹿野 彥吉君	鷺谷 勝一君	鷺谷 勝一君	飛鳥田一雄君	有馬 騰武君
鶴野 忠治君	黒金 泰美君	黒金 泰美君	淡谷 悅藏君	井岡 大治君
倉石 忠雄君	小坂善太郎君	小坂善太郎君	井谷 正吉君	横山 利秋君
小金 義照君	勝利君	勝利君	伊藤 好道君	山崎 始男君
小平 久雄君	小西 黃松君	小西 黃松君	石田 宗全君	山花 秀雄君
山 小長治郎君	田子 一民君	田子 一民君	井上 良二君	入木 幸君
坂田 道太君	佐藤 葦作君	佐藤 葦作君	井岡 大治君	安平 斎一君
坂田 道太君	周東 英雄君	周東 英雄君	横山 利秋君	柳田 秀一君
田村 元君	勝利君	勝利君	稻村 隆一君	森 三樹二君
薄田 美照君	關谷 加賀田 道君	關谷 加賀田 道君	伊藤 好道君	森島 守人君
竹尾 弘君	風見 章君	風見 章君	石村 英雄君	森本 培君
塙原 俊君	片島 達君	片島 達君	伊藤 政陽君	森本 幸一君
德安 實藏君	田中 正巳君	田中 正巳君	井手 以誠君	八木 一男君
仲山房次郎君	高橋 等君	高橋 等君	渡邊 勇君	山田 長司君
薩尾 弘吉君	中馬 殘猪君	中馬 残猪君	大矢 省三君	河上 伸太郎君
二階堂 進君	田口長治郎君	田口長治郎君	春日 一幸君	井端 繁雄君
野田 那二君	塙原 俊君	塙原 俊君	神田 大作君	稻富 稲八君
橋本 龍伍君	德安 實藏君	德安 實藏君	川島 金次君	池田 祐治君
畠山 清人君	中山 マサ君	中山 マサ君	川俣 清音君	鈴木 義男君
下平 正一君	佐々木更三君	佐々木更三君	今村 等君	河野 正道君
鈴木 茂三郎君	佐藤潤次郎君	佐藤潤次郎君	大矢 省三君	内閣總理大臣
下川儀太郎君	坂本 恭良君	坂本 恭良君	春日 一幸君	國務大臣
戸叶 里子君	田中 利勝君	田中 利勝君	川俣 金次君	法務大臣
中崎 錦君	竹谷源太郎君	竹谷源太郎君	河野 正道君	農林大臣

○謹長(森谷秀文)明二十九日は定

刻より大會議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。

午後八時四十六分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣

國務大臣

通商產業政務次官

建設政務次官

政府委員

開議を省略した報告
一、昨二十七日參議院謹長から、次の
法律の公布を要上した旨の通知書を
受領した。

一、昨二十七日參議院謹長から、国会
において承認することを議決した次
の件を内閣に送付した旨の通知書を
受領した。

一、昨二十七日參議院謹長から、基
本法第十七條第二項の規定に基
き、漁港整備計画の改正について承
認を求める件

一、昨二十七日參議院は次の件を議決し

漁港法第十七條第二項の規定に基
き、漁港整備計画の改正について承
認を求める件

日本放送協会昭和二十一年度財産目

北海道防寒住宅建設等促進法の一
部を改正する法律

中小企業安定法の一
部を改正する法律

恩給法の一部を改
正する法律

改進する法律

株式会社研究所法

恩給法の一部を改
正する法律

改進する法律

中小企業安定法の一
部を改正する法律

法律

中小企業安定法の一
部を改正する法律

一、昨二十七日外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	有田 喜一君 山本 正二君 松澤 雄蔵君 梶島正興君外三名提出)
理事 戸叶 里子君(理事戸叶里子君去る十六日委員辞任につきその補欠)	田中 武夫君 長井 源君 池田正之輔君 横井 喬夫君
一、昨二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	法務委員 高木 松吉君 外務委員
内閣委員 長井 源君 松浦周太郎君 下川儀太郎君 有田 喜一君 松澤 雄蔵君 渡邊 慶蔵君	高村 坂彦君 松澤 雄蔵君 佐竹 新市君 芦田 均君
法務委員 鈴井 奎夫君 外務委員 芦田 均君 池田正之輔君 松平 忠久君 高村 坂彦君	高村 坂彦君 戸塚九一郎君 農林水産委員 小川 豊明君 松平 忠久君
大蔵委員 大蔵至臣 文教委員 高村 坂彦君 池田正之輔君 松澤 雄蔵君 小川 豊明君	高村 坂彦君 下川儀太郎君 安平 跋一君
文教委員 高村 坂彦君 水山 忠則君 農林水産委員 芦田 均君 佐竹 新市君	長井 源君 有田 喜一君 建設委員 渡邊 慶蔵君 水山 忠則君
商工委員 石田 有全君 佐竹 新市君 運輸委員	長井 源君 有田 喜一君 建設委員 渡邊 慶蔵君 水山 忠則君
農林水産委員 芦田 均君 田中 武夫君 決算委員 横井 金太君 戸塚九一郎君	長井 源君 有田 喜一君 内閣委員 渡邊 慶蔵君 水山 忠則君
運輸委員 有田 喜一君 経済委員 建設委員 芦田 均君 田中 武夫君 決算委員 横井 金太君 戸塚九一郎君	長井 源君 有田 喜一君 内閣委員 渡邊 慶蔵君 水山 忠則君
一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、昨二十七日予備審査のため參議院に付託された議案は次の通りである。
内閣委員	一、昨二十七日參議院から回付された議案は次の通りである。
一、昨二十七日外務委員会において、次の法律案を改正する法律案(梶島正興君外三名提出)	一、昨二十七日參議院に付託された議案は次の通りである。
案(辻原弘市君外九名提出)	一、昨二十七日參議院から回付された議案は次の通りである。
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東蔵治君外二十六名提出)	一、昨二十七日參議院から回付された議案は次の通りである。
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東蔵治君外二十六名提出)	一、昨二十七日參議院から回付された議案は次の通りである。
石油資源開発株式会社法案	一、昨二十七日參議院から回付された議案は次の通りである。
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
余利農産物販賣通特別会計法案	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
けい肺及び外傷性せき強陳害に関する特別保護法案	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
自動車損害賠償保険法	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
公立小学校不正當授業解消促進臨時措置法案	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
内閣提出案を承認することを請求した旨の通知書	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
内閣提出案を承認することを請求した旨の通知書	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東蔵治君外五名提出)	一、昨二十七日參議院において、次の法律案を改正する法律案
北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	一、昨二十七日參議院に付託した本院提出案は次の通りである。
國稅定期申告法等の一部を改正する法律案	一、昨二十七日參議院に付託した内閣提出案は次の通りである。
織維製品品質表示法案	一、昨二十七日參議院に付託した内閣提出案は次の通りである。
國稅定期申告法等の一部を改正する法律案	一、昨二十七日參議院に付託した内閣提出案は次の通りである。
北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	一、昨二十七日參議院に付託した内閣提出案は次の通りである。
律案	一、昨二十七日參議院に付託した内閣提出案は次の通りである。

一、去る七月十八日予備審査のため参議院に送付した次の議案に提出者から幾回の申出があり、昨二十七日委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（伊東陸治君外五名提出）

一、今二十八日委員長から提出した議案は次の通りである。

弁護士法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

一、今二十八日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

弁護士法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

一、昨二十七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

農地法の解釈に関する質問 主意書

（小平忠君提出）

衆議院会議録第四十六号中正誤

頁	段	行	誤	正
六六	三	未空	するこ	すること
六六	ニ	タニ	大田は、	大臣、
六六	一	タニ	案ともに	案とともに
六六	四	タニ	以上、	以下、
六六	一	タニ	これが	おれが